

# 第2次八代市総合計画 第2期基本計画策定方針



令和3年4月

総務企画部企画政策課

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に第2次八代市総合計画（以下「総合計画」という。）を策定し、「しあわせあふれる ひと・もの 交流拠点都市“やつしろ”」を目指す将来像に掲げ、その実現に向けたまちづくりを進めている。

その間、本市が直面している人口減少や少子高齢化に代表される様々な課題に加え、令和2年7月豪雨災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式の実践、さらには、SDGs及びSociety 5.0の推進といった新たな潮流への対応も求められている。

こうした状況の中、本市が将来にわたって持続可能なまちづくりを行っていくためには、これまで以上に重点的・効率的な行政運営が必要とされる場所である。

そこで、第1期基本計画の計画期間が令和3年度をもって終了することから、これまでの取組を総括するとともに、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする「第2期基本計画」の策定を行うものである。

## 2 計画の構成と期間

総合計画は、基本構想と基本計画により構成する。

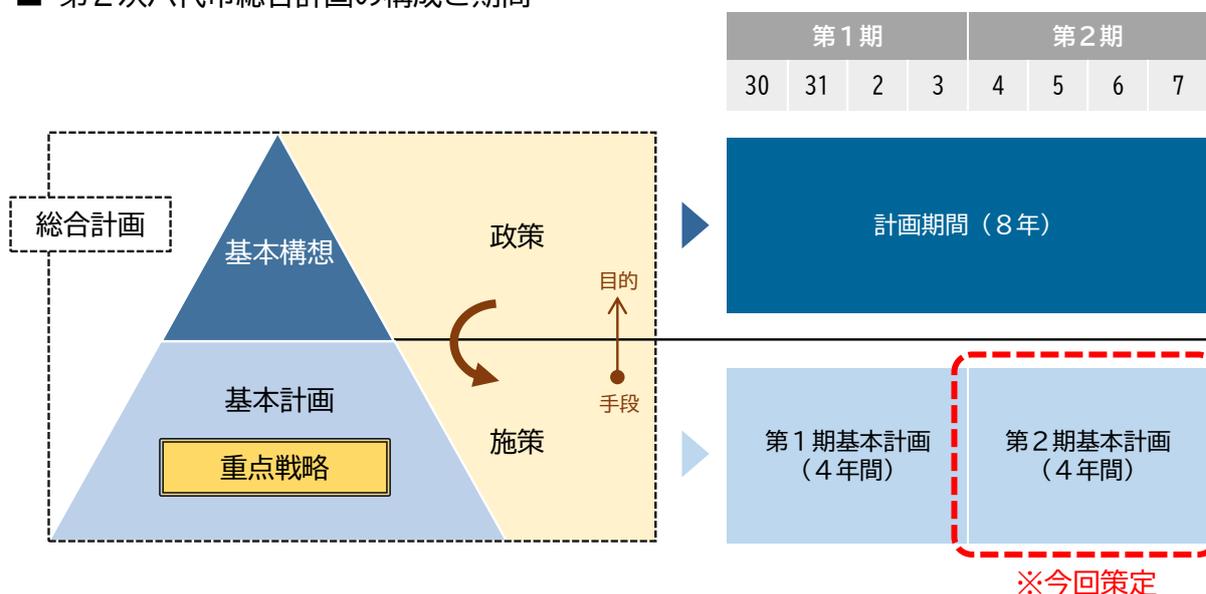
### (1) 基本構想

本市の将来の振興発展を展望し、これに立脚した市政運営の施策の大綱を明らかにしたもので、基本計画の基礎となるもの。計画期間は平成30年度から令和7年度までの8年間である。

### (2) 基本計画

基本構想に掲げた施策の大綱を具体化し、その目標達成のために必要な基本的施策を明らかにしたもので、計画期間はそれぞれ第1期4年間（平成30年度から令和3年度）、第2期4年間（令和4年度から令和7年度）とする。

### ■ 第2次八代市総合計画の構成と期間



### 3 基本構想について

現行の基本構想については、平成30年度から令和7年度までの8年間における、市の総合的かつ計画的な行政運営の指針として、また、市民・議会・行政が協働してまちづくりを進めるための基本的な指針として、議決を経た上で位置付けられているものであることから、現行の基本構想を維持することを原則とする。

- ・基本構想については、「八代市議会の議決すべき事件を定める条例（平成27年条例第1号）」第2条の規定により、議会の議決すべき事件として定められている。

#### ■ 第2次八代市総合計画 基本構想（平成30年度～令和7年度）



### 4 計画策定の視点

#### (1) 実効性のある計画

##### ①現状把握と課題の明確化

第2期基本計画策定の前提となる市の現状や課題について、第1期基本計画の検証結果等を踏まえるとともに、各種統計資料や他市との比較、及び市民アンケート結果等をもとに、課題の明確化を図る。また、令和2年7月豪雨や新型コロナウイルス感染症による影響といった、喫緊の課題にも対応した計画とすること。

##### ②施策の成果目標の設定

分かりやすい計画にするとともに、施策の有効性等を適正に評価するため、施策レベルでの目標項目や目標値を設定する。

(2) 持続可能な行財政運営を推進する計画

①重点戦略（仮称）の策定

昨今の厳しい行財政環境の下では、行財政資源の配分の重点化を図ることが必要であることから、第1期基本計画に引き続き、特に重点的に取り組む施策や事務事業を取りまとめた重点戦略（仮称）を策定する。

②施策や事業の見直し

第2期基本計画に掲げる施策や事業の検討に際しては、第1期基本計画に掲げた施策や事業の成果及び課題を踏まえるとともに、限られた行財政資源の中で、多様化し、拡大する行政需要に対応し、かつ持続可能な行財政運営を図るため、SDGs や Society5.0 などの新たな視点を取り入れつつ、必要な見直しを行う。

(3) 「第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」と調和した計画

令和3年2月に策定した「第2期八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、基本計画における人口減少や少子高齢化、地方創生を踏まえた問題等に対する本市のリーディングプロジェクトとしての役割を担っていることから、調和を図った上で計画策定を行う。

(4) 市民の声を反映させた計画

策定に当たっては、策定審議会への公募委員の起用や市民アンケートの結果など、様々なかたちで市民の意見や意向を把握し、計画への反映に努め、市民と市との協働による計画策定を行う。

(5) 分かりやすく、親しみやすい計画の策定

第2期基本計画が、本市における「まちづくりの指針」として、市民をはじめ企業や各種団体など誰もが共有し、共に実践していけるよう、分かりやすく、親しみやすい計画策定を行う。

## 5 策定体制

(1) 市民参画

①八代市総合計画策定審議会

八代市総合計画策定審議会設置条例（平成17年条例第9号）に基づき、学識経験者や各種団体の代表など、市長が適当と認める者により構成され、市長からの諮問に応じ、総合計画（基本計画）原案について審議、答申を行う。

②市民アンケート等による市民ニーズの把握

③計画案のパブリックコメントの実施

(2) 庁内体制

①総合計画策定委員会

- ・副市長を委員長とし、総合計画素案の策定の方向性を定め、起案委員会を指導、助言する。

- ・起案委員会で作成された総合計画素案を総合的に検討し、総合計画原案を策定し、市長へ提出する。

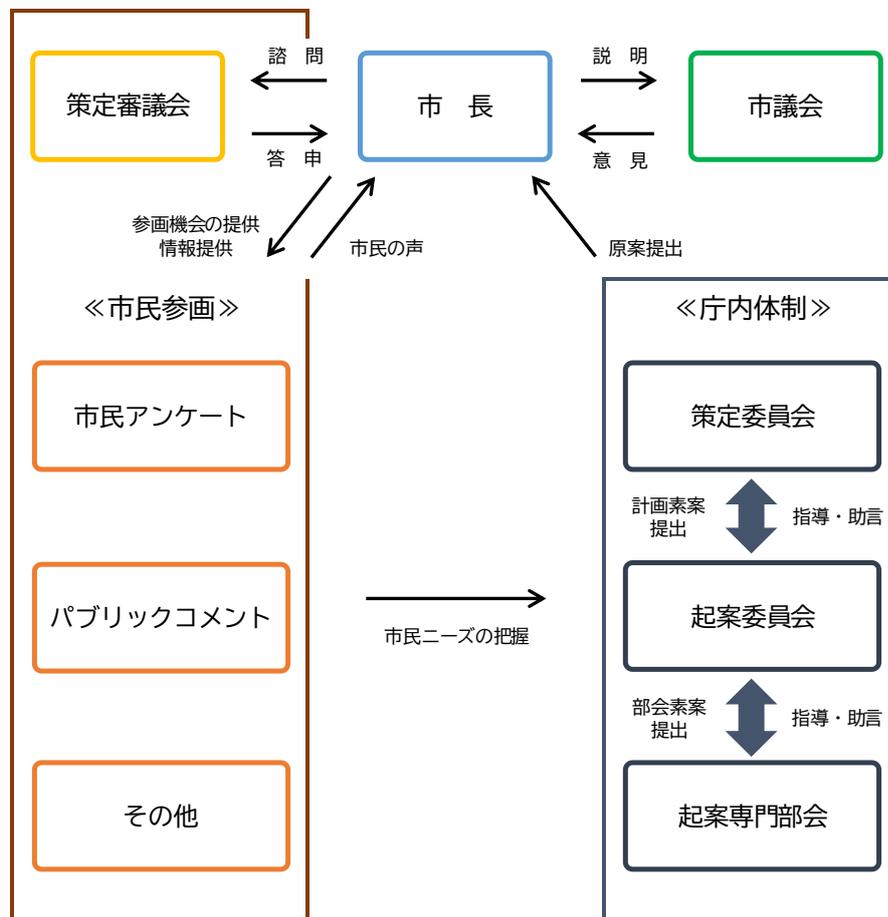
②総合計画起案委員会

- ・総務企画部次長を委員長とし、策定委員会の定めた方向性に従い起案専門部会を指導、助言する。
- ・起案専門部会ごとに作成された素案を総合的に調整し、及び検討を加え、総合計画素案を策定する。
- ・所属課かいにおいて総合計画の対象となる事務事業について、企画、調査及び必要な資料の収集を行い、当該部課かいに係る計画案を作成する。

③総合計画起案専門部会

- ・起案委員会委員の下で各部課かいごとに作成された計画案を、各部会にて分類整理して検討を加え、当該部会ごとの素案を作成する。

■ 策定体制図



6 策定スケジュール

第2期基本計画は令和3年度中に策定するものとし、個別の作業スケジュールについては、その実施段階において、適切な進捗管理の下、必要な調整を行っていくこととする。